

居宅介護支援費の利用者負担導入論についての意見表明

一般社団法人日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則

日本介護支援専門員協会は、現状の中で起こり得る課題が未解決のままでの居宅介護支援費の利用者負担導入については反対します。

介護保険制度は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものです。その中で居宅介護支援事業所には、要介護者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することが求められており、特にその重要性から保険給付率については10割とすることが居宅介護支援事業所運営基準の基本方針に謳われています。当協会は利用者の自立支援という観点から、以下の考えを表明します。

1) 利用者による介護支援専門員の業務の質の評価機能について

本年4月11日に開催された財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会で提示された資料において、「ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、居宅介護支援に利用者負担を設ける必要性」が示されました。「利用者負担がないことで利用者側からケアマネジャーの業務の質についてのチェックが働きにくい構造になっている」との指摘がされていますが、利用者が利用料を払うことで介護支援専門員の業務の質を適切に判断できるかどうかは疑問です。居宅介護支援事業における介護支援専門員の業務は、利用者の自立支援を念頭においた総合的・効率的なケアマネジメント支援です。しかしながら、利用者の中には自立より安楽を希望する方や、介護サービス等に対し依存する方もいて、利用者の意向どおりにサービスを提供すれば自立支援に資さないケースも生じます。そのような事例においても、介護支援専門員は利用者との見解のすり合わせを丁寧に行い、利用者の自立した生活の実現に向けたケアマネジメントを実践しています。利用者のチェック機能は、このような場面でこそ適切に発揮されるものであり、負担導入により機能が働くということではないと考えます。財政審の分科会の指摘は現実と乖離していると言わざるを得ず、利用者による介護支援専門員の業務の質のチェックのあり方については慎重に検討すべきと考えます。

2) 介護給付費の増大と自立支援の阻害要因のリスク

平成30年1月の介護保険事業状況報告（暫定）から算出すると、居宅サービスの受給額は支給限度額を大きく下回ります。これは多くの介護支援専門員が過不足のない支援を行っている事の証左と言えます。

利用者負担が導入された場合、利用者・家族が作成するセルフケアプランが増えると予測されます。その場合、必ずしも自立支援型ケアプランになるとは限らず、過度にサービスに依存するケースも生じ得ます。加えて、自社サービスに偏ったセルフケアプラン作成を代行する事業者の出現も考えられます。これらの事は、公正中立性から逸脱した「囲い込み」や「過剰なサービス提供」等の要因となります。

また、介護支援専門員によるサービス担当者会議開催やモニタリング等の機能がなくなるため、医療・福祉のバランスがとれたサービス調整や効率的なサービス提供の担保を失うことにもつながります。その結果、給付額が増大することを危惧します。

以上